

### 第3 一般募集

#### 1 一般募集における出願資格

第1の2（5ページ）に該当する者。

なお、隣接県の隣接学区からの出願については、第6の2（18ページ）による。

#### 2 川越市立高等学校「地域特別選抜」の人員

川越市立高等学校「地域特別選抜」の人員は、募集人員の10%程度の範囲内とする。

詳細は、川越市立川越高等学校の募集要項に定める。

#### 3 出願手続

##### (1) 出願手続

原則、以下のア～ウが全て完了した時点をも、出願とする。出願が完了した後は、志願先変更期間でのみ、志願先高等学校・学科等を変更することができる。

なお、第6の3または4（18ページ）における中学校等からの出願をする場合の電子出願システムによる出願方法については、別途「電子出願の利用の手引き」（令和8年10月、県ホームページに掲載予定）にて定める。

ア 電子出願システムの案内に従い、志願情報等を入力する。

イ 出身中学校（在籍中学校を含む。以下同じ）等が、アの入力内容を専用サイトにおいて確認し、出願書類をアップロードした上で、承認する。これにより、出願書類を提出する。（詳細は(3)提出方法で確認すること。）

ウ 入学選考手数料を、以下のとおり納付する。

(ア) 県立高等学校への志願者は、入学選考手数料（全日制の課程2,200円、定時制の課程950円）を、電子出願システムの案内に従って、電子収納により納付する。

(イ) 市立高等学校への志願者の入学選考手数料及び納付方法は、次のとおり高等学校を設置する市が定める。

市	入学選考手数料	納付方法
さいたま市	2,200円	電子出願システムの案内に従って、電子収納により納付する。
川口市	2,200円	
川越市	2,200円	

なお、さいたま市立高等学校への志願者は、入学選考手数料とは別に生じる電子収納に係る手数料について、志願者が負担する。

(ウ) いずれの場合でも、一度納付した入学選考手数料及び電子収納に係る手数料は返還しない。

ア～ウを行うことができる期間 令和9年1月26日（火）正午から2月9日（火）正午まで ※ 詳細は別途「電子出願の利用の手引き」（令和8年10月、県ホームページ掲載予定）にて定める。
--

##### (2) 出願書類

志願者又は出身中学校長（在籍中学校長を含む。以下同じ）は、志願者の志願先高等学校に対し、以下の書類を提出すること。

書類が提出された志願者を、選抜の対象とする。

ア 調査書（様式1）

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

- イ 学習の記録等学年内評価分布表（様式3）及び学習の記録等一覧表（様式4）  
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長に提出する（志願先高等学校には提出しない）。  
**過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。**
- ウ 自己評価資料（様式6）  
自筆又はコンピュータにより作成する。
- エ その他必要な書類等  
別に定める。
- オ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(3) 提出方法

出願書類は、原則、中学校が、電子出願システムの案内に従って、電子データを提出する。ただし、第6の3または4（18ページ）における中学校等からの出願の場合、中学校がまとめて郵送若しくは持参、または志願者が郵送若しくは持参により提出する。なお、電子データを提出した場合は、郵送または持参は不要である。

また、別に定めがある場合は、それに従う。

ア 電子データを提出する場合

提出期間	令和9年1月26日（火）正午から2月9日（火）正午まで
提出方法	電子出願システムの案内に従って、電子データを提出する。 このとき、中学校長の公印は省略する。

イ 中学校がまとめて郵送若しくは持参により提出する場合（※送付票（様式18）を同封すること）

	イー1 中学校がまとめて郵送する場合	イー2 中学校がまとめて持参する場合
提出期間 及び 受付時間	令和9年2月12日（金）を配達指定日とすること。	令和9年2月12日（金） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで
提出先	志願先高等学校	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「出願書類等在中」と朱書きすること。 志願先高等学校長は、受領書（様式18-2）を交付しない。	出身中学校長が命じた者が窓口を持参すること。 志願先高等学校長は、受領書（様式18-2）を交付する。

ウ 志願者が郵送若しくは持参により提出する場合（※送付票（様式18）は不要）

	ウー1 志願者が郵送する場合	ウー2 志願者が持参する場合
提出期間 及び 受付時間	令和9年2月12日（金）を配達指定日とすること。	令和9年2月15日（月） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月16日（火） 午前9時から正午まで
提出先	志願先高等学校	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「出願書類等在中」と朱書きすること。	志願者が窓口を持参すること。

#### 4 併願

- (1) 県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に同時に併願をすることはできない。
- (2) 同一高等学校における全日制の課程と定時制の課程の双方に併願をすることはできない。

#### 5 第2志望

同一課程に2学科以上ある高等学校、普通科でコース等を設置する高等学校、2部又は3部制の高等学校及び県立いずみ高等学校において同一の資料によって選抜ができる場合は、当該高等学校長は第2志望を認めることができる。（〔別表3〕）

第2志望を希望する場合の志願情報等の入力に当たっては、電子出願システムの案内に従い選択又は入力を行うこと。

#### 6 第2志望に準ずる志望

複数の学科・コース等を有する高等学校において、同一の資料によって選抜ができないことにより学科・コース等間の第2志望を認めることができない場合においても、次の(1)及び(2)に従い、当該高等学校長は第2志望に準ずる志望を認めることができる。（〔別表4〕）

- (1) 選抜は、選抜対象者数が募集人員より少ない学科・コース等でのみ実施する。
- (2) 選抜は、すべての学科・コース等の選抜を終えたのち、第2志望に準ずる志望を希望した志願者を対象に行う。

第2志望に準ずる志望を希望する場合の志願情報等の入力に当たっては、電子出願システムの案内に従い選択又は入力を行うこと。

#### 7 志願先変更

志願者は、定める期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

なお、一般募集による入学者選抜に併願した者については、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ変更することはできない。

##### (1) 期間

令和9年2月17日（水）午前9時から2月18日（木）午後4時まで
----------------------------------

##### (2) 変更手続

志願先変更を希望する者は、電子出願システムの案内に従い、3(1)～(3)（6ページ）に準じて選択又は入力を行い出願書類を提出する。

詳細は、別途「電子出願の利用の手引き」（令和8年10月、県ホームページに掲載予定）にて定める。

ただし、入学選考手数料及び出願書類の提出等については、以下による。

##### ア 入学選考手数料

(ア) 同一課程において県立高等学校から他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納付する必要はない。

(イ) 県立高等学校の定時制の課程から県立高等学校の全日制の課程に志願先を変更する場合は、入学選考手数料の不足分の額（1,250円）を、電子出願システムの案内に従い、電子収納により納付する。

(ウ) 県立高等学校から市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から県立高等学校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続きにより納付すること。

(エ) 一度納付した入学選考手数料は返還しない。

先に志願した 高等学校	新たに志願した 高等学校	入学選考手数料
県立	県立	定時制の課程から全日制の課程に志願先を変更する場合のみ、電子出願システムの案内に従って、電子収納により納付する（1,250円） その他の場合は、改めて納付する必要はない
県立	市立	改めて所定の手続きにより納付する （3(1)のウ（6ページ）を参照） ただし、さいたま市立高等学校から他のさいたま市立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納付する必要はない
市立	県立	
市立	市立	

#### イ 出願書類の提出

出身中学校等は、電子出願システムの案内に従って、電子データを提出する。

ただし、第6の3または4（18ページ）における中学校等から志願先変更を希望する場合、及び別に定めがある場合は、新たに志願する高等学校に持参により提出する。

- (3) 同一校の学科間等における志願先変更  
(2)に準じる。
- (4) 第2志望（第2志望に準ずる志望を含む。以下同じ。）のみの変更  
(2)に準じる。

### 8 志願取消

志願取消を希望する者は、電子出願システムの案内に従い、志願取消を行う。ただし、別定めがある場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」（様式9）を速やかに志願先高等学校長に持参により提出する。

詳細は、別途「電子出願の利用の手引き」（令和8年10月、県ホームページに掲載予定）にて定める。

### 9 受検票

志願者は、「受検票」を令和9年2月19日（金）午後4時以降に電子出願システムの案内に従い、各自で印刷する。

### 10 学力検査

- (1) 志願者は、令和9年2月25日（木）に行われる学力検査を受検しなければならない。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない事由が明らかになった時点で、出身中学校長を経て、当日までにその事由を証明する書類（様式自由）を志願先高等学校長に持参により提出しなければならない。

ただし、追検査を受検する場合は、この書類は提出せず、「追検査受検願」（様式14）を提出する。（詳細については、「13 追検査」による。）

- (3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。なお、出題形式は、マークシート方式と記述式を併用する。

また、〔別表7〕にある高等学校は、数学及び英語の学力検査において「学校選択問題」を実施する。

- (4) 学力検査会場は、志願先高等学校とする。

(5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～10:15 (50分)	休 憩	10:35～ 11:25 (50分)	休 憩	11:45～ 12:35 (50分)	昼 食	13:30～ 14:20 (50分)	休 憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		社会		理科		英語

(6) 学力検査の配点等については、選抜要領で定める。

(7) 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続きについては、第14（33ページ）による。

## 11 面接

志願者は、令和9年2月26日（金）に行われる面接を受検しなければならない。詳細については、第4（12ページ）による。

## 12 特色検査（実技検査及び作文（小論文））

特色検査を実施する高等学校、学科・コース等の志願者は、特色検査を受検しなければならない。詳細については、第5（13ページ）による。

## 13 追検査

(1) 次のア又はイに該当する志願者は、令和9年3月2日（火）に実施する追検査を受検することができる。ただし、令和9年2月26日（金）及び3月1日（月）に実施する面接・特色検査を受検した志願者は追検査を受検できない。

ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむをえない事情により、学力検査を欠席した者  
イ 一部受検者\*

(2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、令和9年2月25日（木）午後4時30分までに志願先高等学校長へ連絡する。併せて、令和9年2月26日（金）正午までに「追検査受検願」（様式14）を出身中学校長が命じた者が志願先高等学校長に持参により提出する。

「追検査受検願」の提出があった志願先高等学校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」（様式14-2）を交付する。

(3) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。なお、出題形式は、マークシート方式と記述式を併用する。

また、〔別表7〕にある高等学校は、数学及び英語の学力検査において「学校選択問題」を実施する。

(4) 追検査の会場は、志願先高等学校とする。また、追検査の日程及び配点等は学力検査に準ずる。

(5) 「追検査受検願」（様式14）を提出した志願者に対しては、学力検査に併せて実施する面接及び特色検査は実施しない。

また、令和9年3月2日（火）の追検査においても、面接及び特色検査は実施しない。

ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による募集、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集においては、令和9年3月2日（火）の追検査実施後に面接を実施する。

\* 学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された志願者を指す。ただし、追検査を受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で開始していない検査時間以降の教科とする。

#### 14 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

#### 15 入学許可候補者の発表

##### (1) 日時・場所

日時	令和9年3月5日（金）午前9時
場所	ウェブによる合否照会システムで行う。URL等は別に定める。
備考	高等学校長は、「選抜結果通知書」（様式8）を入学許可候補者に交付する。 交付方法については、別に定める。

(2) 入学許可候補者は、令和9年3月5日（金）に、受検票を持参し、志願先高等学校において高等学校長から書類等を受け取ること。

(3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て志願先高等学校長に持参により提出する。

#### 16 学習の記録等通知書

出身中学校長は、第15（35ページ）に定めるところにより、「学習の記録等通知書」（様式2）を作成し、令和9年2月1日（月）までに、志願者の保護者に通知する。

#### 17 個人情報の取扱い

出願の際に入力された志願者情報及び調査書等に記載されている個人情報並びに学力検査等の入学者選抜を通じて高等学校長が取得した個人情報は、入学に係る事務手続き、志願者及び出身中学校等に対して検査結果等を提供する業務に使用する。

#### 18 その他

県内の中学校を卒業する見込みの者（卒業者を含む）で、特別な事情を有する者の出願資格については、別に定める。